

信愛クリニックにおける適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本指針

- 私たちは患者様とご家族が、どんな人生を生きたいのかに基づいて方針を定めます。
- 私たちは患者様とご家族が、これまで積み上げてきた人生とその背後にある価値観を尊重します。
- 私たちは在宅医療のプロフェッショナルとして、医療資源の利用方法を心得ており、最新の医学に基づいた治療が何であるかもわかっています。それでも時には、抗がん剤や手術、あるいは入院治療や服薬ですら、最期を迎えようとしている人にとっては苦痛をもたらすことがあることを知っています。
- 私たちは患者様とご家族が、苦痛なく、平和で穏やかな暮らしを全うし、誰もが納得して最期を迎えることができるよう、患者様ご本人だけでなく、ご家族とのコミュニケーションも大切にします。

2. 人生の最終段階の定義

- ・ がん末期のように、予後が数日から長くとも2~3か月程度と予測できる場合
- ・ 慢性疾患の急性増悪を繰り返し、予後不良に陥った場合
- ・ 脳血管疾患の後遺症や老衰など、数か月から余年にかけて死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者の状態を踏まえて、多職種で構成される医療・介護ケアチームにて判断するものとする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の共有と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療を勧めることが最も重要な原則である。
- ② 人生の最終段階における医療・ケア行為の開始・不開始、医療内容の変更、医療行為の中止等は他専門職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。
- ③ 医療・ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行うことが必要である。
- ④ 患者・家族の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人・家族がその意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームは行ない、話し合いを繰り返し行うものとする。
- ⑤ 生命を短縮させる意図を持つ積極的な安楽死は、本指針の対象としない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

(1) 本人の意思が確認できる場合

- ① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者 から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、他専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更などに応じて本人の意思が変化するものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族なども含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文章にまとめておくものとする。

(2) 本人の意思が確認できない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族などが本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針を取ることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとって最善の方針を取ることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更などに応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとって最善の方針を取ることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文章にまとめておくものとする。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)および(2)の場合において、方針の決定に際し、

- ① 医療・ケアチームの中で心身の状態などにより医療・ケアの内容が決定困難な場合
- ② 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
- ③ 家族の中で意見がまとまらない場合
- ④ 医療・ケアチームとの話し合いの中で妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合

などについては、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。